

死亡による手続きについて

お忘れの無いようにお願いします

亡くなられた方が下記の項目に該当する場合は、早めの手続きをお願いします。

項	目	手続きに必要なもの	手続するところ	手続済 チェック欄
1	印鑑登録をしていた方	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	役場窓口③ (防災町民課)	
2	介護保険の 被保険者だった方 (65歳以上)	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	役場窓口② (福祉保健課)	
3	国民健康保険の 被保険者だった方 ◆喪主の方へ葬祭費(5万円) を支給します。 ◆医療費の還付がある場合、 相続人代表者へ支払います。	<input type="checkbox"/> 喪主および相続人(※別紙参照)の 預貯金通帳等、振込先金融機関口座を 確認できるもの	役場窓口② (福祉保健課)	※社会保険等 の被保険者 だった方は該 当しません。
		<input type="checkbox"/> ※下記いずれか、または両方をお持ちの場合 ・国民健康保険被保険者証 ・ " 資格確認書		
4	後期高齢者医療の 被保険者だった方 (75歳以上または 認定を受けた65~74歳) ◆喪主の方へ葬祭費(5万円) を支給します。 ◆医療費の還付がある場合、 相続人代表者へ支払います。	<input type="checkbox"/> 喪主および相続人(※別紙参照)の 預貯金通帳等、振込先金融機関口座を 確認できるもの	役場窓口② (福祉保健課)	
		<input type="checkbox"/> ※下記いずれか、または両方をお持ちの場合 ・後期高齢者医療被保険者証 ・ " 資格確認書		
5	年金受給者または 加入者であった方 ◆加入状況により必要な手続き が違います。窓口でお調べし てご案内します。	<input type="checkbox"/> 年金証書または年金番号を確認できる通 知等(※配偶者がいる場合、その方の分も お持ちください。)	役場窓口② (福祉保健課)	
		<input type="checkbox"/> 相続人(※別紙参照)の個人番号(マイ ナンバー)の通知カードまたは個人番号 カード		
		<input type="checkbox"/> 相続人の預貯金通帳		
6	下記いずれか、または 両方をお持ちであった方 ・福祉医療受給者証 ・身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証	役場窓口① (福祉保健課)	
		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳		
7	町営簡易水道の 名義人だった方	※ 名義変更の手続きをお願いします。	役場2F 建設課 上下水道係	
8	年金基金に加入していた方	※ 年金基金に直接お問い合わせください。		
9	軍人恩給を受給していた方	※ 恩給局へ直接お問い合わせください。		

■問い合わせ先

八峰町役場 福祉保健課

電話 0185-76-4608 ※受付時間：平日8時30分～17時15分
FAX 0185-76-2113